

事業系ごみ

※詳しくは区ホームページをご覧ください。



事業者の皆様は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事業活動に伴って生じた事業系ごみを自ら処理施設に運搬するか、廃棄物処理業者に委託して適切に処理しなければなりません。

事業系ごみを廃棄物処理業者へ委託する場合

問い合わせ先

・廃棄物処理業者の紹介

一般廃棄物 東京廃棄物事業協同組合

☎03-3232-6249

産業廃棄物 (一社)東京都産業資源循環協会

☎03-5283-5455

・事業系古紙回収業者の紹介

江戸川資源リサイクル事業協同組合

☎03-5607-2131

事業系ごみを区の収集に出す場合

- 以下の排出ルールを守って、収集日の当日、朝8時までに**事業系有料ごみ処理券**を貼って出してください。
- 1回に出せる量は、**45ℓの袋で3袋まで**です。なお、液状・粉状のものは収集できません。
- 貼付する事業系有料ごみ処理券には、お店や会社の名称・屋号を必ず記入してください。
- お住まいと事業所が一緒の場合は、家庭生活から発生する「家庭ごみ」と事業所から出る「事業系ごみ」に分けてください。

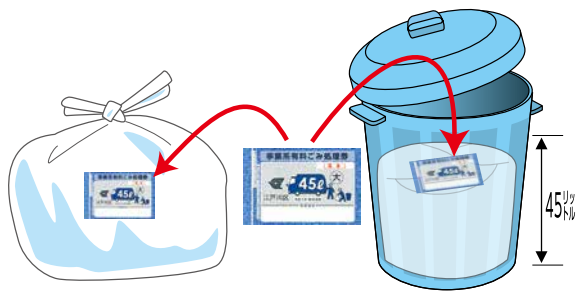
事業系有料ごみ処理券シール



「江戸川区有料ごみ処理券取扱所」の表示のあるお店・コンビニ・スーパーなどでお買い求めください。金額等はホームページ・店頭でご確認ください。

出し方

燃やすごみ 燃やさないごみ

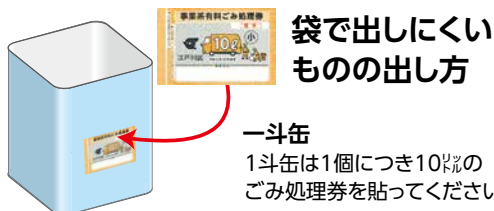


袋で出す場合

袋の大きさにあったごみ処理券を貼ってください。

容器で出す場合

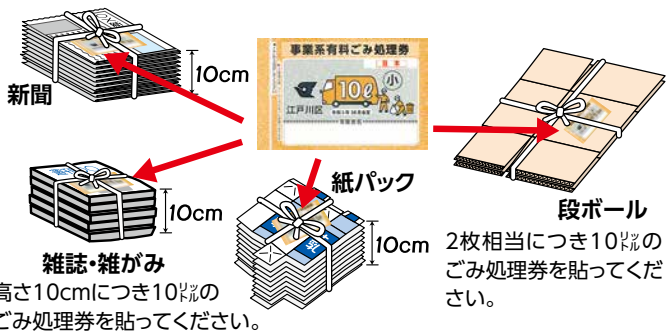
ごみの量に応じたごみ処理券を貼ってください。



袋で出しにくいものの出し方

一斗缶
1斗缶は1個につき10ℓのごみ処理券を貼ってください。

資源 新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック



びん・かん・ペットボトル・容器包装プラスチックは、それぞれ分けて袋に入れ、袋の大きさにあったごみ処理券を貼ってください。